

平成28年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・**延長**・その他）

府省庁名 復興庁・農林水産省・経済産業省・国土交通省

No	23
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）
要望項目名	被災代替償却資産に係る課税標準の特例措置の延長
要望内容（概要）	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 東日本大震災被災により滅失・損壊した償却資産（以下、「被災償却資産」という。）の所有者のうち、当該被災償却資産に代わる償却資産（以下、「被災代替償却資産」という。）を一定の被災地域内において取得又は改良する者は、固定資産税の特例措置を受けることができる。</p> <p>・特例措置の内容 現在、被災償却資産の所有者が、平成28年3月31日までに間に、一定の被災地域内において代替償却資産を取得又は改良した場合、その後4年度分の固定資産税の課税標準を価格の2分の1となる特例措置を受けることができるが、今後も被災者による代替償却資産の取得が継続すると見込まれることから、本特例措置の適用期限を平成31年3月31日まで3年間延長する。</p>
関係条文	[地方税法附則第56条第12項]
減収見込額	[初年度] - (▲299) [平年度] - (▲608) [改正増減収額] - (単位：百万円)
要望理由	<p>(1) 政策目的 被災地における産業・なりわいの再生は未だ十分とは言えず、復興まちづくりの本格化に合わせ、事業者が販路開拓等売上の回復に取り組もうとする中、投資を促進し、被災事業者の施設設備等の復旧、事業の本格再開を支援する必要がある。</p> <p>(2) 施策の必要性 ①事業活動の状況 被災地においては、鉱工業生産指数は改善する傾向にあるものの、震災前の水準を上回る状況にはない。被災県の製造品出荷額を市町村別にみると、震災前と比べ回復していない市町村が依然過半数以上あり、津波浸水地域に所在する鉱工業事業所の生産額を震災前と比較しても、未だ震災前を下回っており、また、グループ補助金交付先アンケート調査では、現在の売上状況が震災直前の水準以上まで「回復している」とした企業の割合は、40.3%と半数に満たない。 企業の事業再開状況については、各県調査によれば、岩手県75.5%、宮城県80.8%、福島県56.6%となっている。</p> <p>②整備状況 防災集団移転促進事業や土地区画整理事業によって整備される民間住宅等用地については、平成28年度以降、計画全体の53%が供給される予定である。 産業用地の供給予定については、岩手県及び宮城県の沿岸部、福島県全域で、平成28年度以降、483haの産業用地が供給予定となっている。</p> <p>このように、事業者等の施設設備等の復旧、事業の本格再開を支援し産業復興の下支えをしていくことは依然必要であることから、上述の様な、事業活動の状況、面整備の状況を勘案し、早期の産業の復旧を促進する観点から本特例措置を平成31年3月31日まで3年間の延長を要望する。</p>
本要望に対応する縮減案	-

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	■復興庁政策評価体系 政策「復興施策の推進」 施策「(6) 東日本大震災被災からの復興に係る施策の推進」				
	政策の達成目標	被災地において事業再開する被災事業者等の増加、完全復旧及び被災地域の経済的復興の一刻も早い実現				
	<table border="1"> <tr> <td>税負担軽減措置等の適用又は延長期間</td> <td>延長期間 3年間（平成28年4月1日から平成31年3月31日まで）</td> </tr> <tr> <td>同上の期間中の達成目標</td> <td>施策の達成目標に同じ</td> </tr> </table>	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	延長期間 3年間（平成28年4月1日から平成31年3月31日まで）	同上の期間中の達成目標	施策の達成目標に同じ	
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	延長期間 3年間（平成28年4月1日から平成31年3月31日まで）				
同上の期間中の達成目標	施策の達成目標に同じ					
政策目標の達成状況	—					
有効性	要望の措置の適用見込み	H28.4.1～H29.1.1 取得件数：23件 H29.1.2～H30.1.1 取得件数：26件 H30.1.2～H31.1.1 取得件数：22件 H31.1.2～H31.3.31 取得件数：1件				
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	本特例を延長することにより、被災地における被災代替資産等の取得等を促進し、被災地における企業の事業再開、完全復旧の促進により、被災地における経済的復興に資することができる。				
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	被災代替資産の特別償却（震災特例法第11条、18条、26条）				
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—				
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—				
	要望の措置の妥当性	特例措置は、被災代替資産を取得した場合に限定し、被災事業者等の本格的な事業再開や被災地域の経済的復興に資するものであるから、政策目的達成手段として妥当である。				
		ページ 23 — 2				

税負担軽減措置等の適用実績	「固定資産の価格等の概要調書」(総務省調べ)から減収額を算出 平成24年度 650千円 平成25年度 1,418千円 平成26年度 2,070千円
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果(手段としての有効性)	被災代替償却資産の保有に係る税負担を軽減する本特例措置を通じて、被災地における更なる代替償却資産の取得等を促進し、被災事業者の事業再開に資することができる。
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	平成23年度創設
ページ	23 — 3